

# 荘園景観に配慮した水田整備の手法と合意取得

大分県豊後高田市田染荘小崎地区を事例として

## Methods of farmland consolidation projects to maintain the manor landscape Case study on the Ozaki project area in Bungo-Takada city in Oita prefecture

伊藤珠美<sup>\*</sup>，広田純一<sup>\*</sup>

ITO Tamami<sup>\*</sup>，HIROTA Jun-ichi<sup>\*</sup>

**1. はじめに** 近年，自然豊かな美しい農村風景への関心が高まり，地域の個性を反映した美しい農村を守り育て，国民共通の財産として次世代に伝えることが重要になってきている。そのため水田整備をする上でも，これまでのような標準区画の考え方に基づいた画一的な圃場整備ではなく，地域に固有の景観に配慮した水田整備が求められている。

筆者らは，これまでに景観に配慮した水田整備の研究<sup>1)</sup>を進めているが，本報では，国内有数の貴重な荘園遺跡である田染荘の発祥の地であり，中世の景観を色濃く残している小崎地区における荘園景観に配慮した水田整備の手法と農家の合意取得について報告する。

**2. 地区の概要** 豊後高田市の南東部は『田染荘』<sup>たしづのしょう</sup>と呼ばれ，平安時代末期から鎌倉時代にかけて，全国屈指の荘園領主であった宇佐神宮が最も重視した荘園であった。中でも小崎地区(面積 22ha)は，鎌倉時代には現在の集落の原形が出来上がったとみられており，今もその当時の屋敷名が地名や屋号として残っている。集落の周りの水田もその地名が鎌倉時代まで遡るものが多く，古文書や荘園絵図と現地を見比べることにより，地域の開発の歴史が明らかにできる国内有数の貴重な遺跡として高い評価を受けている<sup>2)</sup>。

**3. 事業経過** 1980 年頃，豊後高田市では圃場整備が盛んに進められていた経緯もあり，本地区の農家も圃場整備実施への機運を高めていた。本地区を含む田染地域でも 1983 年に圃場整備事業が開始されたが，一方では，荘園遺跡などの文化財への影響が懸念されはじめ，1981~1986 年には文化庁による国庫補助事業『国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査』が導入された。この調査の結果も踏まえて，本地区の史跡としての価値の高さが改めて認識され，1990 年には『荘園村落遺跡史跡指定検討委員会』が設置されて，1999 年までに 13 回の会議が開催された。一方，1994 年に隣接する嶺崎地区の圃場整備事業の話が具体化した際，本地区の農家も当該事業への参加を求めて陳情を行い，1997 年には『嶺崎地区担い手育成基盤整備事業に係る要望書』を市に提出した。これに対し，1998 年，歴史研究者らは小崎地区の圃場整備区域からの除外と荘園遺跡の史跡指定を求める声明を公表し，両者の意見の対立が明確になっていった。市はここまで中立的な立場をとり，両者の見解を踏まえながら検討を重ねていたが，最終的には荘園景観を保全していく方向性を固め，1999 年の市議会で小崎地区の荘園景観保全が決議された。しかし，この決定を事前に知らされていなかった地区内農家は 90%以上の同意を集めて，市に対し『圃場整備要望書』を市に提出した。これに対して，市側は市長自らを先頭に農家への説得にあたり，営農継続のための最低限の整備を市の負担で実施することや，荘園景観を生かした農業振興策(グリーンツーリズムなど)についても全面的に支援することを約束して，農家の理解を求めた。農家も最終的には市の提案を受け入れ，ちょうどその時期に制度化された田園空間整備事業の実施が決まった。同事業は 2001 年に着工し，2005 年に完了の予定である。

**4. 水田整備の手法** 景観保全の観点からは現況の区画割の保存が求められていた。他方，

<sup>\*</sup> 岩手大学農学研究科 Graduate School of Agriculture, Iwate University. 水田整備, 景観保全, 合意取得, 荘園

農家が営農上で一番不便を感じていたのは土水路であり、深さも浅いために通水の際にすぐに水が水路から溢れてしまうため、圃場に水を張るのに多くの時間を要していた。さらに、毎年灌漑期の直前に漏水防止のための補修作業を行なう必要もあり、農家は苦労していた。次に不便を感じていたのは農道が接続していない区画があることであり、農作業機械や収穫物を田越しに移動する負担があった。このような水路と農道の状況は、農家の高齢化が進む中で、耕作放棄の大きな要因であったため、荘園景観保全の前提条件である営農継続のためには、水路と農道の整備は急務であった。

そこで、水田整備に当たっては、区画は現況保存とし、水路と農道に関しては、現状路線を維持したままで、不足箇所には新設し、構造を改良することで、景観の変化を最小限に抑える配慮がなされた。水路は、用排分離は実現できなかったが、ほぼ全部の区画に独立したで取水口と落水口が設置された。維持管理の手間を軽減するため、構造はコンクリートの U 字溝とされたが、茶系顔料で着色された U 字溝を特注し、目立たない工夫をしている。農道も全区画に接続するように新設された。景観への配慮から新設の場合は既存の区画の畦畔沿いに配置され、畦畔の形状に合わせて湾曲している。既存農道も新設農道も幅員は 3m にし、農作業機械や車両の通行に支障がないようにされた。構造は、草刈に手間がかからないようにコンクリート舗装とされ、景観に配慮して茶系顔料で着色したコンクリートを採用した。このような部分的な整備ではあるが、その事業費は 10a あたり 160 ~ 170 万円と通常の圃場整備よりも 1~2 割高になっている。これは、通常の圃場整備よりも水路・農道の密度が高く、さらに特注している資材が通常より割高なためである。

**5. 農家の合意取得** 農家の合意取得において一番効果的であったのは、水田整備の事業費の受益者負担を全額、市が肩代りしたことであった。もともと農家の圃場整備希望が強かった本地区では、そうでなければ合意は得られなかったと思われる。また、農家に対し、整備後の地域振興策を示すために、単なる説明会だけでなく、実際にオーナー制などを実践している先進地区の視察により実感させたことも合意取得には効果的であった。さらに、市長自らが、農家の説得に地元を訪問したことも大きかった。農家の主張も理解しながら水田整備と景観保全の両立に向けて奔走した市の農林課長および市の立場も考慮して農家の意見集約に努めた当地区長の存在も景観に配慮した水田整備実現にとって重要な意味を持っていたと考えられる。

**6. まとめ** 水田整備の手法については、水路・農道の拡幅・改修および一部新設という部分整備により、従前の区画割の保全と農家が求める最低限の耕作条件の改善とを両立しうることが明らかになった。また、景観に配慮した水田整備を実現するためには、事業費の農家負担の軽減や景観保全への農家の啓発活動が極めて重要であり、そのためには行政からの支援が欠かせないことも明らかになった。本地区の事業は 2005 年に完了予定であるが、整備後の農業経営の存続と景観の維持には、荘園景観を生かした新しい形の農業(水田オーナー制、農家民宿、農産物のブランド化など)への支援が重要な鍵を握っている。

【謝辞】本研究に当たっては、大分県豊後高田市の清原氏、大塚氏、河野氏、大分県西高地方振興局の三石氏、今村氏、大分県立歴史博物館の櫻井氏および荘園の里推進委員長の河野氏より多大なご協力をいただいた。ここに付記して謝意を表す。

#### 【引用文献】

- 1) 伊藤珠美, 広田純一: 水田整備における伝統的水田景観の保全方法, 農村計画論文集 No.5, pp.61-66, 2003.
- 2) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館: 報告書第 6 集 豊後国田染荘の調査, 1987.